

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年十月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年四月四日奈良県指令建第九八―一六八号

平成二十九年九月四日奈良県指令建第九八―一六八―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年九月二十五日建第九〇二二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年九月二十五日建第五三六一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡高取町大字観覚寺一二六五番の一部、一二六六番、一二六八番一の一部、一二六八番二、一二六九番一の一部及び一二六九番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡高取町大字観覚寺一三八二番

社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会 理事長 小西英玄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 高市郡高取町大字観覚寺一二六五番、一二六六番、一二六八番一、一二六八番二、一二六九番一及び一二六九番二の各一部

水路 高市郡高取町大字観覚寺一二六八番一の一部